

地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会について ～自治体間ネットワークの構築～

平成18年6月 厚生労働省老健局

1. 意見交換会の開催について

(1) 開催目的

平成18年度より新たに開始した地域包括支援センター業務及び介護予防に関連するサービス等^{※1}の実施について、関係する行政担当機関が幅広く情報を共有し、事業の円滑な実施及び問題解決等に関する協力・支援体制を構築することを目的とし、「地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）」を開催する。

※1 介護予防に関連するサービス等

- ・ 地域支援事業(特に介護予防事業)
- ・ 予防給付
- ・ 老人保健事業による基本健康診査(介護予防のための生活機能評価)
- ・ 介護予防ケアマネジメント
- ・ その他

(2) 構 成 員

厚生労働省（地方厚生局を含む）、都道府県、政令指定都市、中核市、協力的市町村^{※2}

※2 平成18年3月9日 老健局振興課発都道府県宛事務連絡「地域包括支援センターに係る情報提供について」において、「地域包括支援センター運営実務等について、御意見や情報提供をいただける保険者として選出を行う」ための情報提供があった70市町村 等

(3) 開催頻度

年3～4回程度を予定

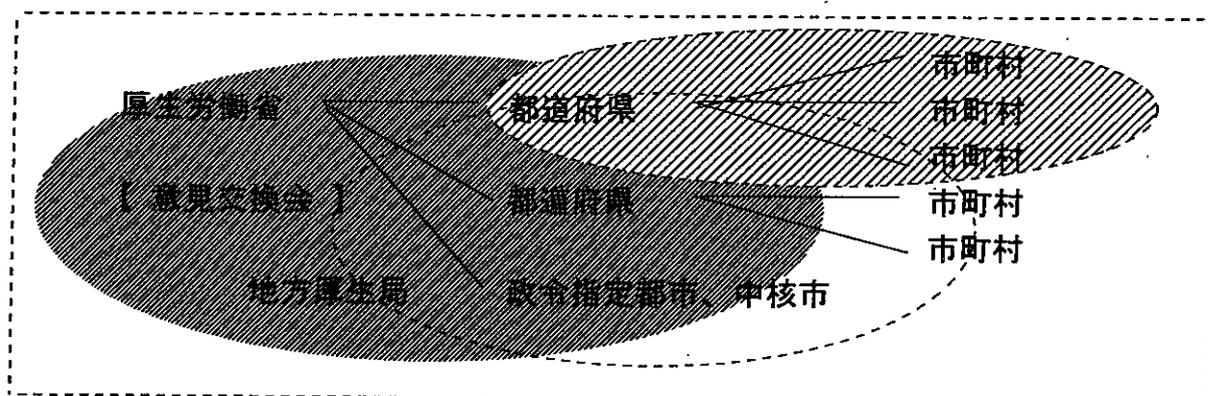
2. 自治体間のネットワークの構築

(1) 名簿作成

意見交換会の構成員名簿を構成員間^{※3}で共有し、相互の情報交換に活用する。

※3 加えて、都道府県は、管内の市町村の担当者の名簿を作成する等により

市町村間ネットワークの構築を図り、情報交換を行うことを期待。



(2) 共有・交換する情報等

- ① 都道府県、市町村等の連絡担当窓口
- ② 都道府県、市町村等における実施状況
- ③ 都道府県、市町村等における事例(優良事例、困難事例等)
- ④ 事業等の基本的な考え方(マニュアル、ガイドライン、Q&A等)
- ⑤ その他

(3) 情報共有^{※4}の方法

- ① 全国単位：厚生労働省(地方厚生局を含む)、都道府県、政令指定都市、中核市、協力市町村による意見交換会の開催
- ② ブロック単位：ブロック単位の都道府県、市町村等による意見交換会等の開催
- ③ 都道府県単位：都道府県単位の都道府県、市町村等による意見交換会等の開催
- ④ 都道府県、市町村等の連絡担当窓口を通じた情報提供
- ⑤ その他

※4 ①については厚生労働省が開催し、②～⑤については各地域において都道府県、市町村等が主導して適宜実施することを期待